

交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けて

国土交通省総合政策局
公共交通政策部

平成27年4月13日

基本理念等(第2条～第7条)

基本的認識 (第2条)

- 交通の果たす機能
 - ・国民の自立した生活の確保
 - ・活発な地域間交流・国際交流
 - ・物資の円滑な流通
- 国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要

交通機能の確保・向上 (第3条)

- 少子高齢化の進展等に対応しつつ、
 - ・豊かな国民生活の実現
 - ・国際競争力の強化
 - ・地域の活力の向上に寄与
- 大規模災害に的確に対応

環境負荷の低減 (第4条)

様々な交通手段の適切な役割分担と連携 (第5条)

交通の安全の確保 (第7条)

交通安全対策基本法に基づく交通安全施策と十分に連携

国、地方自治体、事業者等の関係者の責務等 (第8条～第11条)

関係者の連携・協働 (第6条、第12条)

法制上、財政上の措置 (第13条)

国会への年次報告等 (第14条)

「交通政策基本計画」の閣議決定・実行 (第15条)

＜パブリックコメント、審議会への諮問等＞

国の施策(第16条～第31条)

【豊かな国民生活の実現】

- 日常生活の交通手段確保 (第16条) …離島等の地域の諸条件への配慮
- 高齢者、障害者等の円滑な移動 (第17条) …妊産婦、ベビーカー等にも配慮
- 交通の利便性向上、円滑化、効率化 (第18条) …定時性確保、乗継ぎ円滑化等

【国際競争力の強化】

- 国際海上・航空輸送のネットワークと拠点の形成、アクセス強化 (第19条)

【地域の活力の向上】

- 国内交通ネットワークと拠点の形成 (第20条)
- 交通に関する事業の基盤強化、人材育成等 (第21条)

【大規模災害への対応】

- 大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及び迅速な回復等 (第22条) …耐震性向上、代替交通手段の確保、多人数の円滑な避難

【環境負荷の低減】

- エコカー、モーダルシフト、公共交通利便増進等 (第23条)

【適切な役割分担と連携】

- 総合的な交通体系の整備 (第24条) …交通需要・老朽化に配慮した重点的な整備
- まちづくり、観光等との連携、関係者間の連携・協働の促進 (第25条～第27条)

- 調査研究 (第28条)

- 技術の開発及び普及 (第29条) …ICTの活用

- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (第30条) …規格標準化、交通インフラの海外展開

- 国民等の意見を反映 (第31条)

地方公共団体の施策(第32条)

改正地域公共交通活性化再生法の概要(平成26年5月公布、11月施行)

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

- 日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等
- まちづくりの観点からの交通施策の促進
- 関係者相互間の連携と協働の促進

目標
本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

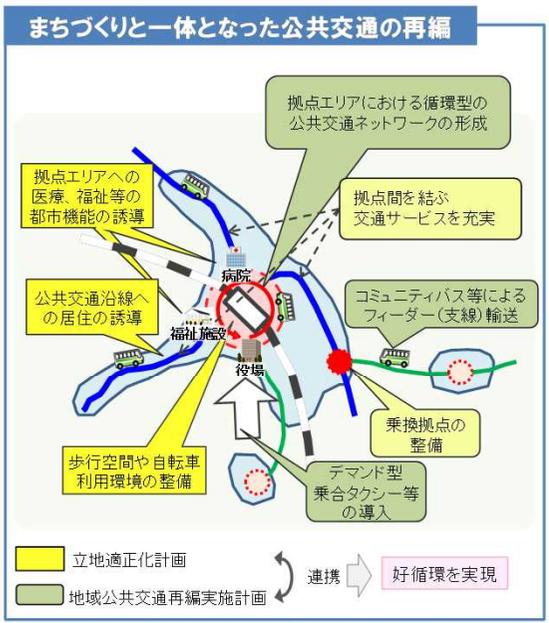
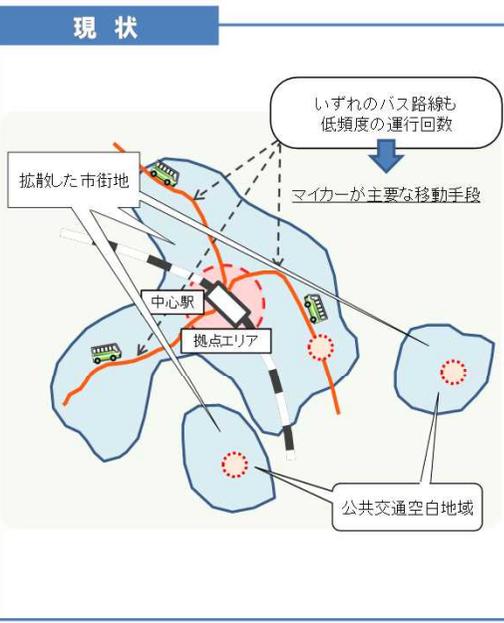
- ポイント**
- ① 地方公共団体が中心となり、
 - ② まちづくりと連携し、
 - ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

基本方針
国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画
事業者と協議の上、地方公共団体が協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ



※富山市、熊本市、豊岡市、三条市等の取組を参考として作成

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業 面的な公共交通ネットワークを再構築するため、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施	軌道運送高度化事業 (LRTの整備)	鉄道事業再構築事業 (上下分離)	...
地域公共交通再編実施計画 地方公共団体が事業者等の同意の下に策定	実施計画	実施計画	...

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

第2章 基本的方針、目標と講ずべき施策

基本的方針A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現

目標④ 旅客交通・物流のサービスレベルをさらなる高みへ引き上げる

(施策) <取組内容を今後新たに検討するもの>

- 公共交通機関の利用者利便の向上のため、交通系ICカードの利用エリアの拡大や事業者間での共通利用、エリア間での相互利用の推進策を検討する。

[14] 相互利用可能な交通系ICカードが導入されていない都道府県の数 【2013年度 12県 → 2020年度 0県】

基本的方針B. 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築

目標③ 訪日外客2000万人に向け、観光施策と連携した取組を強める

(施策) <取組内容を今後新たに検討するもの>

- 交通系ICカードの利用エリアの拡大、広範な地域における鉄道・バス等の多様な公共交通機関の相互利用が可能な企画乗車券の導入、海外からの予約・発券、国内到着後のスムーズな購入・引換え、自国で発行されたクレジットカードが利用できる駅窓口の拡充や券売機の配置等の促進策を検討する。

[14] 相互利用可能な交通系ICカードが導入されていない都道府県の数 <<再掲>>

第3章 施策の推進に当たって特に留意すべき事項

③ ICT等による情報の活用をはじめとして、技術革新によるイノベーションを進める

(進め方)

- 先進的な取組の普及を促進するため、いわゆる先端技術開発のみならず、衛星測位技術等他で開発された先端技術の交通分野への適用、コストダウンの推進や汎用システムの開発といった、交通サービスの普及・向上・改善に向けた技術の開発、さらにこうした技術導入を可能とする基準の見直しや実証実験の実施などにも合わせて取り組む。

交通系ICカードの現状

		地域独自カード	地域独自カード＋10カードの片利用(※1)	地域独自カード＋10カードとの特定エリア内相互利用(※3)	10カード
主なカード		 IruCa(高松琴平電気鉄道)など	 SAPICA(札幌市ほか)など	 icsca(仙台市ほか)で2016年春から導入予定	 Suica、PASMO、ICOCA、PiTaPaなど
利用エリア	10カードの利用	×	○	○	○
	地域独自カード	○(導入エリアのみ)	○(導入エリアのみ)	○(導入エリア及び10カードの特定エリア)	—
地域で利用が可能な交通機関のイメージ		幹線鉄道(JRなど)では利用できない。 地方鉄道・バスで利用ができる。	幹線鉄道で利用できない。 地方鉄道・バスで10カードも利用ができる。	幹線鉄道と地方鉄道・バスが特定のエリア内で相互に利用できる。	幹線鉄道と地方鉄道・バスが相互に利用できる。
サービス内容(乗車券の種類・運賃割引など)		地域にあわせた独自サービスを提供。	地域にあわせた独自サービスを提供。 10カードの利用はSF(※2)のみ。	地域にあわせた独自サービスを提供。 10カードの利用はSFのみ。	10カードそれぞれの標準サービス(※4)を提供。

※1 10カードの片利用 : 地域独自ICカードを導入する地域において、10カードも利用可能となるサービス。

※2 SF : Stored Fareの略で、交通系ICカードに現金が入金され、運賃支払い等に使用できること。

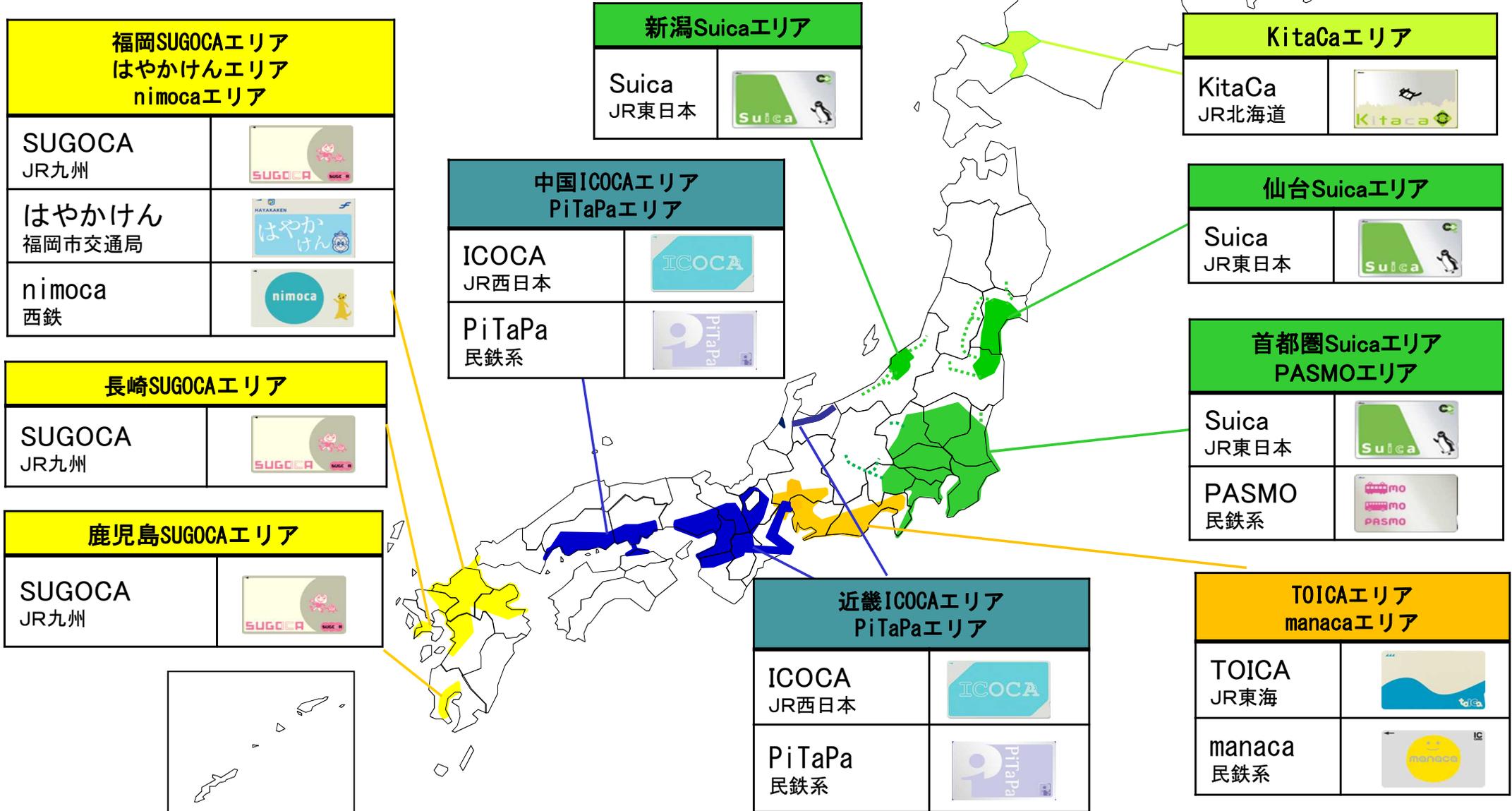
※3 10カードとの特定エリア内相互利用: 地域独自ICカードを導入する地域において、地域独自ICカードと10カードが当該エリア内で相互利用可能となるサービス。(icscaは2016年3月よりSuica仙台エリアにおいて、10カードと相互利用を予定)

※4 10カードそれぞれの標準サービス : 定期券機能を搭載している他、例えば、PiTaPa・nimocaなどでは事業者間共通のポイント付与による運賃割引を行う等、独自サービスを展開

交通系ICカードの全国相互利用サービスの導入状況

- 首都圏や近畿など都市圏毎に交通系ICカードが普及している。
- 各カード利用地域においても都市圏ごとに利用エリアが設定されている場合がある。
- 2013年3月23日より合計10種類の交通系ICカードの全国相互利用サービス(10カードサービス)が開始。

(2015年4月1日現在)



いわゆる「交通系ICカード空白地域」の状況 (県レベル)

- 県単位で見ると、10カードサービスが全く利用できない県が10県。
- このうち、4県においては地域独自の交通系ICカードが導入されており、6県では全く導入されていない。

(2015年4月1日現在)

<最近の動向>

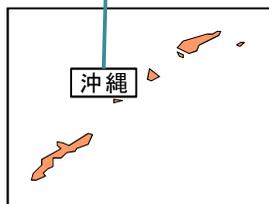
交通政策基本計画では10カードサービスが全く利用できない県は12県とされているが、2015年3月に富山、石川で導入され、現在10県となっている。

- ◆ 富山県では2015年3月にあいの風とやま鉄道において、10カードサービス(ICOCA)が導入された。
- ◆ 石川県では2015年3月にJR西日本バスにおいて10カードサービス(PiTaPa)が導入された。
- ◆ 宮崎県では2015年秋にJR九州、同年冬に宮崎交通において、それぞれ10カードサービス(SUGOCA、nimoca)が導入される予定。

- : 交通系ICカードが導入されていない県
- : 10カードサービスは導入されていないが、地域独自の交通系ICカードが導入されている県

沖縄県(独自カード導入)

OKICA 沖縄ICカード	
------------------	--



愛媛県(独自カード導入)

い〜カード 伊予鉄道	
---------------	--

高知県(独自カード導入)

ですか 土佐電気鉄道	
---------------	--

宮崎県(独自カード導入)

宮交バスカ 宮崎交通	
---------------	--

いわゆる「交通系ICカード空白地域」の状況 (主要都市レベル)

- 交通系ICカードが全く導入されていない主要都市※¹が、10都市存在(●)。
- 主要鉄道※²には10カードサービスが導入されているが、2次交通には交通系ICカードが未導入の主要都市が13都市存在(●)。
- 主要鉄道には10カードサービスが導入されているが、2次交通には地域独自の交通系ICカードのみが導入されている主要都市が10都市存在(●)。
- 主要鉄道には10カードサービスが導入されていないが、2次交通には地域独自の交通系ICカードのみが導入されている主要都市が7都市存在(●)。2次交通にのみ10カードサービスが導入されている都市が1都市存在(●)。

(※1)：県庁所在地及び人口20万人以上の都市(計115都市)
 (※2)：JR、大手民鉄、並行在来線

(2015年4月1日現在)

富山市	
ecomyca 富山ライトレール	
passca 富山地方鉄道	

長崎市	
長崎スマートカード 長崎県営バス等	

鹿児島市	
RapiCa 鹿児島市交通局	
いわさきICカード いわさきコーポレーション	

甲府市	
バスICカード 山梨交通	

岐阜市	
ayuca 岐阜乗合自動車	

浜松市	
ナイスパス 遠州鉄道	

高松市	
IruCa ことでんグループ	

仙台市	
icsca 仙台市交通局等	

福島市	
NORUCA 福島交通	

郡山市	
NORUCA 福島交通	

旭川市	
Asaca 旭川電気軌道	
Doカード 道北バス	

長野市	
KURURU 長野市公共交通活性化・再生協議会	

高知市	
ですか 土佐電気鉄道	

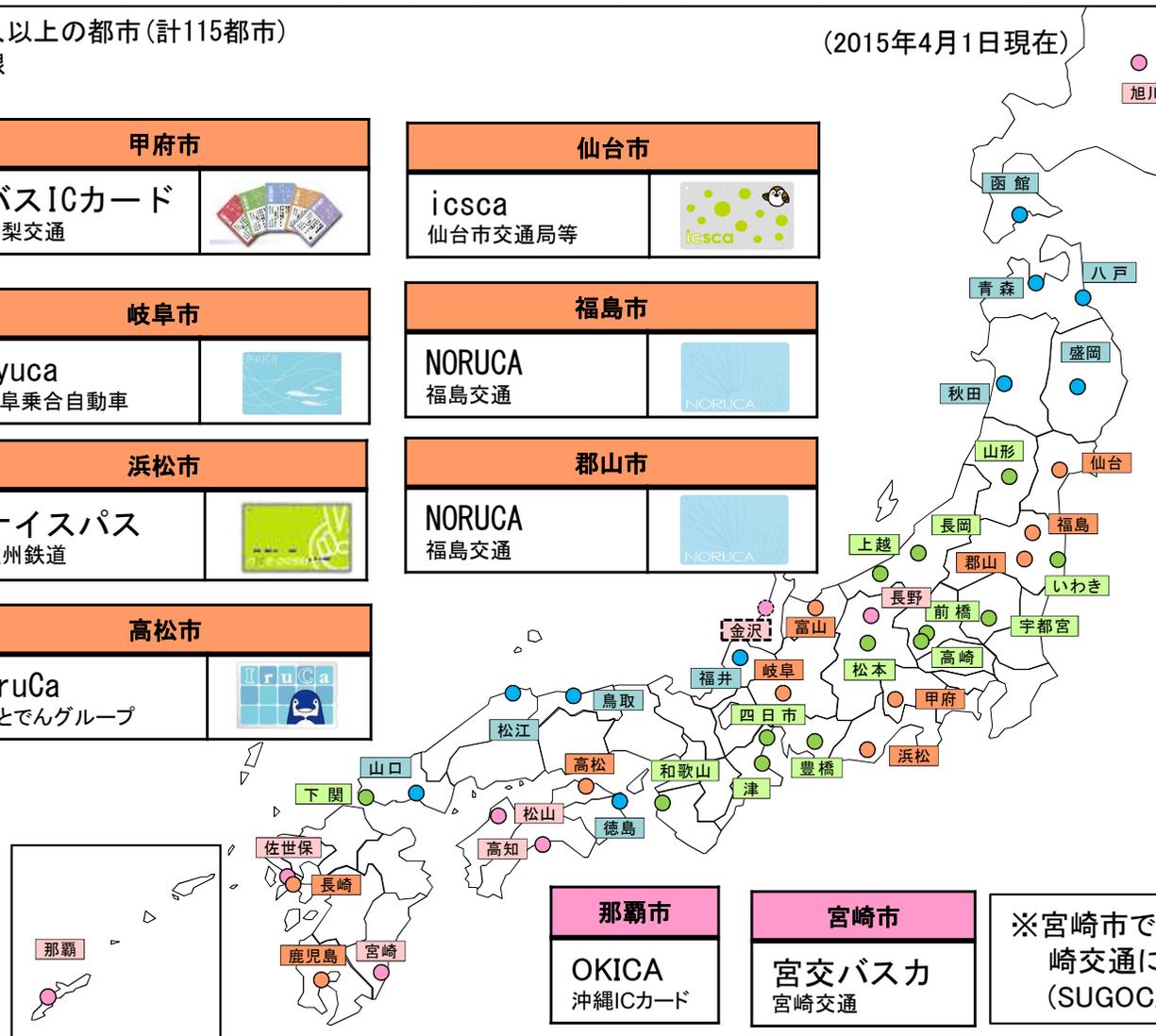
松山市	
い〜カード 伊予鉄道	

佐世保市	
長崎スマートカード 佐世保市営バス等	

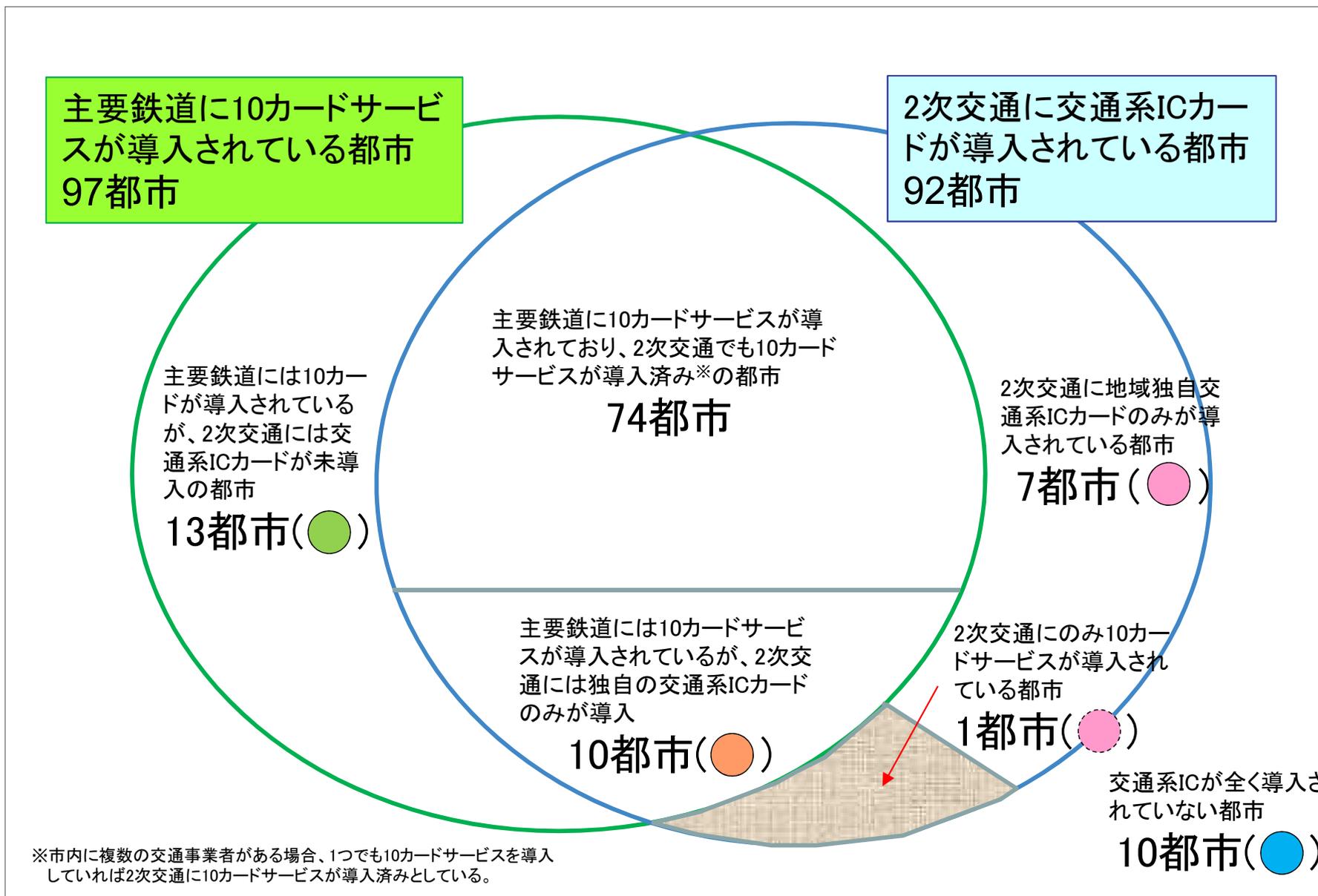
那覇市	
OKICA 沖縄ICカード	

宮崎市	
宮交バスカ 宮崎交通	

※宮崎市では2015年秋にJR九州、同年冬に宮崎交通において、それぞれ10カードサービス(SUGOCA、nimoca)が導入される予定。



国内主要都市：115
 (県庁所在地：47都市、県庁所在地を除く人口20万以上の都市68都市)



検討の方向性

- 交通系ICカードの普及は主要鉄道を中心に相当程度進んできているが、次のステップとして、主要都市の2次交通における交通系ICカードの導入促進や利便性の向上を図る必要がある。
- 2次交通に地域独自カードが導入されている17の主要都市（●+●）においては、それぞれの地域の特性にあわせた独自のサービスが提供されている状況を活かしつつ、域外の利用者の利便性向上等の観点から、10カードの片利用を推進する必要がある。
- さらに、これらの都市においては、域内旅客の利便性向上等の観点から、地域独自カードと10カードとの特定エリア内相互利用を進めることも考えられる。
- 2次交通に未だ交通系ICカードが導入されていない23の主要都市（●+●）においては、導入促進の前提として、それぞれのタイプのカードを導入した場合のサービス内容や費用等をできる限り明確にすることが求められる。
- なお、上記の検討を進めるに当たっては、次の事項に特に留意する必要がある。
 - ① 交通系ICカードの導入・改修に係る費用を低減させるための方策を可能な限り明らかにすること
 - ② 交通系ICカードを導入した場合のメリットを多角的に明らかにすること
（例：利用者利便の向上、経営戦略ツールとしての活用など）
 - ③ 交通系ICカードの導入推進や利便性の向上を、地域公共交通の活性化・再生方策の一環として位置づけ、地方自治体や2次交通を担うバス事業者等が一体となり、改正地域公共交通活性化再生法の下で面的に推進すること

10カードサービス拡大の事例

地域独自カードに加え、10カードの片利用又は10カードとの特定エリア内相互利用を導入した事例

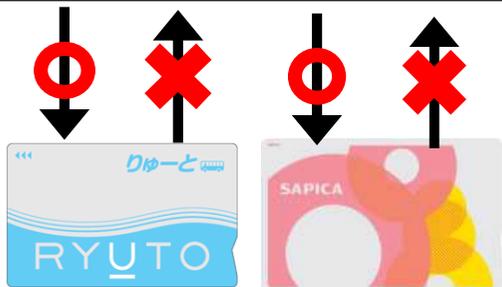
- 札幌市内地下鉄・バス等の「SAPICA」、新潟交通の「りゅーと」などの利用エリアでは10カードサービスの片利用が可能。
- 仙台市内地下鉄・バスの「icsca」は、「Suica」仙台エリア内に限定して10カードと相互利用を予定。

10カードサービス

○片利用

新潟市内

りゅーと(新潟交通)
新潟市内の路線バスで利用可能



札幌市内

SAPICA
(札幌市交通局等)
札幌市等の路線バスや地下鉄で利用可能

10カードサービス(特定エリア内)

○特定エリア内相互利用

H28年3月～
仙台エリア内に限定して10カードと相互利用を予定



仙台市内

icsca(イクスカ)
仙台市営地下鉄や市内の路線バスで利用

10カードサービスをエリアに導入した事例

- あいの風富山鉄道では、10カードの一つである「ICOCA」を導入。
- 静岡鉄道では地域独自サービスを提供するため地域ICカードの「LuLuCa」を導入し、あわせて、10カードとの全国相互利用サービスを提供するため、10カードの一つである「PiTaPa」を導入(事業者はカード2枚導入)。

10カードサービス

○10カードの一つを導入

あいの風とやま鉄道

(H27年3月導入)

ICOCA
(JR西日本)



○カード2枚導入

PiTaPa
(スルッとKANSAI)



静岡鉄道



LuLuCa
(静岡鉄道)
静岡市内等で静岡鉄道の電車や路線バスで利用可能

- 第1回 4月13日
 - 検討の進め方
 - 委員プレゼンテーション①
 - 意見交換

- 第2回 4月17日
 - 委員プレゼンテーション②
 - 意見交換

- 第3回 5月中旬
 - 委員プレゼンテーション③
 - 意見交換

- 第4回 5月下旬
 - 意見交換
 - 論点整理

- 第5回 6月中旬～下旬
 - とりまとめ